

北海道公立大学法人札幌医科大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員及び職員（第8条－第17条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第18条・第19条）

第2節 教育研究評議会（第20条・第21条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第22条・第23条）

第5章 資本金等（第24条・第25条）

第6章 委任（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、これを管理することにより、医学及び保健医療学に関する学理とその応用を教授し、その深奥を攻究するとともに、進取の精神と自由闊達な気風を旨とする創造性に富み人間性豊かな医療人の育成を行い、もって北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、札幌医科大学（第15条第1項第4号、第18条第2項第4号及び第20条第2項第6号を除き、以下「大学」という。）を札幌市中央区南1条西17丁目に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、北海道とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人は、事務所を札幌市中央区南1条西17丁目291番地85に置く。

(法人の種別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、北海道公報に登載し、又はインターネットを利用して行う。ただし、天災事変その他緊急を要する場合であつて、北海道公報に登載し、及びインターネットを利用することができないときは、北海道又は法人の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置く。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第15条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

7 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、北海道の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を北海道知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の法第13条第6項第1号に規定する総務省令で定める書類

(2) その他北海道の規則で定める書類

10 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、委員6人で構成し、理事長選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者各同数をもって充てる。

(1) 第18条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第20条第2項第2号から第6号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究評議会において選出された者

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 前3項に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第11条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、副理事長及び理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が副理事長又は理事の中に含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、副理事長又は理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

(役員会の設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員会の招集及び議事)

第14条 役員会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して招集の請求があったときは、役員会を招集しなければならない。

3 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、役員会を主宰する。

5 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は、役員会に出席して、意見を述べることができる。

(議事等)

第15条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項

(2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

(役員解任)

第16条 知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

2 前項に規定するもののほか、知事又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないためこの法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 前2項の規定により知事が理事長を解任する場合は、この法人の理事長選考会議の申出により行うものとする。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定により副理事長又は理事を解任したときは、遅滞なく、知事に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員の任命)

第17条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事及び職員のうち理事長が指名する者

(4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから理事長が任命する者

3 前項第4号に掲げる者の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、役員である委員は、当該役員の職の任期とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が招集する。

- 2 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 3 議長は、経営審議会を主宰する。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究評議会

（設置及び構成）

第20条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副理事長及び理事のうち学長が指名する者
 - (3) 学部長
 - (4) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者
 - (5) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
 - (6) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命する者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、役員である委員並びに前項第3号及び第4号に該当する委員については、当該職の任期とす

る。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集及び議事)

第21条 教育研究評議会は、学長が招集する。

2 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 議長は、教育研究評議会を主宰する。

4 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 教育研究評議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）

(2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 教員人事に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 地域の生涯学習の充実に資する多様な学習機会を提供すること。
- (5) 地域社会及び国際社会において、大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を北海道が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として北海道が評価した価額の合計額とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第25条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、北海道に帰属する。

第6章 委任

第26条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の理事長の任命の特例)

- 2 知事は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立の日の前日において現に札幌医科大学条例（昭和31年北海道条例第48号）第8条の学長である者を法人の成立後最初の学長となる理事長に任命するものとする。

(最初の学長となる理事長の任期の特例)

- 3 法人の成立後最初の学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、3年とする。

(最初の教育研究評議会の特例)

- 4 大学の設置後最初に設置される教育研究評議会の委員は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第4号までに掲げる委員で構成するものとする。

(最初の教育研究評議会委員の任期の特例)

- 5 大学の設置後最初に任命される第20条第2項第5号及び第6号の教育研究評議会の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、2年以内において理事長が定める期間とする。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日から施行する。

別表 (第24条関係)

1 土地

所在地	地目	面積 (平方メートル)
札幌市中央区南1条西16丁目291番84	宅地	5,861.01
札幌市中央区南1条西16丁目291番138	公衆用道路	6.26

札幌市中央区南 1 条西17丁目291番85	宅地	5,608.77
札幌市中央区南 1 条西17丁目291番86	公衆用道路	1,043.00
札幌市中央区南 1 条西17丁目291番89	同	6.23
札幌市中央区南 1 条西18丁目291番18	宅地	354.10
札幌市中央区南 1 条西18丁目291番19	同	360.33
札幌市中央区南 1 条西18丁目291番20	同	330.57
札幌市中央区南 1 条西18丁目291番161	同	165.28
札幌市中央区南 1 条西18丁目291番162	同	2,853.30
札幌市中央区南 1 条西19丁目291番205	同	412.50
札幌市中央区南 2 条西15丁目291番190	同	481.03
札幌市中央区南 2 条西16丁目291番89	同	14,547.62
札幌市中央区南 2 条西17丁目291番86	同	14,020.53 (地積変更及び一部譲渡により現在は、 13,941.65)
札幌市中央区南 2 条西17丁目291番153	公衆用道路	2,584.00
札幌市中央区南 2 条西18丁目291番21	宅地	495.86

札幌市中央区南 2 条西18丁目291番22	同	495.69
札幌市中央区南 2 条西18丁目291番217	同	740.23
札幌市中央区南 2 条西18丁目291番218	同	4,386.15
札幌市中央区南 2 条西18丁目291番228	同	459.52
札幌市中央区南 2 条西19丁目291番 3	同	912.31
札幌市中央区南 2 条西19丁目291番216	同	187.81
札幌市中央区南 2 条西19丁目291番223	同	567.77
札幌市中央区南 3 条西16丁目291番138	同	3,309.01
札幌市中央区南 3 条西17丁目291番143	同	1,793.03 (地積変更及び 一部譲渡により 現在は、1,707. 14)
札幌市中央区南 3 条西17丁目291番147	公衆用道路	470.00
札幌市中央区南 4 条西16丁目1306番 4	宅地	903.96
札幌市中央区南 4 条西16丁目1311番 5	同	685.09
札幌市中央区南 6 条西18丁目1334番 2	同	2,116.11
札幌市北区新琴似 4 条 9 丁目203番 2	同	8,580.64

札幌市北区新琴似 4 条 9 丁目 207 番 3	同	11, 102. 58
札幌市北区新琴似 4 条 10 丁目 207 番 1	同	5, 651. 80
札幌市北区新琴似 4 条 10 丁目 209 番 2	同	11, 072. 42

2 建物

所在地	施設名称	構造	延床面積 (平方メートル)
札幌市中央区南 2 条 西 16 丁目 291 番地 89	臨床教育研究棟	鉄骨鉄筋 コンクリート造陸屋根塔屋 1 階地下 3 階付 13 階建	14, 790. 33
	附属病院	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根塔屋 2 階地下 3 階付 11 階建	77, 768. 31
	駐車場管理室	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	18. 17
	駐車場管理小屋	鉄板造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	4. 19
札幌市中央区南 1 条 西 17 丁目 291 番地 85	基礎医学研究棟	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根塔屋 2 階地下 2 階付 14 階建	20, 553. 53
	基礎医学研究棟	鉄筋コンクリート造陸屋根	22. 10

	ボンベ・液体窒素タンク庫	平家建	
	廃棄物保管庫	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	57.50 (除却により現在は、滅失)
札幌市中央区南2条西17丁目291番地86	教育研究棟	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建	25,939.89
	大学管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根7階建	7,125.19
	体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋1階付2階建	1,440.42 (除却により現在は、滅失)
	R I 廃棄物保管庫	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	24.00 (除却により現在は、滅失)
	保健医療学部棟	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根塔屋2階地下1階付6階建	10,834.31 (一部除却により現在は、10,793.01)
	札幌医科大学保育所	木骨モルタル造垂鉛メッキ鋼板ぶき2階建	486.03 (除却により現在は、滅失)
札幌市中央区南1条	国際医学交流セ	鉄筋コンクリート造陸屋根	617.86

西18丁目291番地18	ンター	2階建	
札幌市中央区南1条 西18丁目291番地20	札幌医科大学記念ホール	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	733.05
	札幌医科大学記念ホール渡り廊下A	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	2.61
	札幌医科大学記念ホール渡り廊下B	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建	3.06
札幌市中央区南2条西 18丁目291番地21	札幌医科大学交流会館	鉄筋コンクリート造陸屋根 塔屋1階地下1階付4階建	1,906.74
札幌市中央区南2条西 18丁目291番地218	体育館、リハビリ実習施設及び 保育所	鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建	3,982.49
札幌市中央区南1条 西19丁目291番地205	弓道場	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平 家建	139.08 (除却により現在 は、滅失)
札幌市中央区南2条 西18丁目291番地228	リハビリテーション 教育実習棟	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	777.59 (除却により現在 は、滅失)
札幌市中央区南2条 西18丁目291番地217	札幌医大病院ファミリーハウス	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき2階建	552.70
札幌市中央区南4条	第1看護師宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根	1,358.49

西16丁目1306番地4		塔屋1階地下1階付4階建	
札幌市中央区南4条 西16丁目1311番地5	第2看護師宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 塔屋2階付7階建	1,488.43
札幌市中央区南6条 西18丁目1334番地2	学生寮	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1,145.59
	自転車置場兼物 置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	44.50
札幌市北区新琴似4 条10丁目209番地2	管理住宅	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平 家建	77.84
	更衣所	鉄骨造鉄板ぶき平家建	83.72 (除却により 現在は、滅失)
札幌市南区定山溪925 番地2地先	白井小屋	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2 階建	71.50 (除却により現 在は、滅失)
札幌市豊平区平岸5 条15丁目911番地	納骨堂	鉄筋コンクリート造亜鉛メ ッキ鋼板ぶき平家建	9.83